# 市長定例記者会見事項書

と き 平成24年9月21日(金)11時00分~ ところ 庁議室(市本庁舎4階)

〇中勢北部サイエンスシティへの企業の進出決定について

〇株式会社ジェネッツとの「災害時における応援業務に関する協定」の 締結について

定例記者会見	平成	2 4	年9	月 2	1日	(金)	1	1 時~	
	場	所	庁	議	室				
	事	務	担	当	課				
所 属						職•	氏	名	
商工観光部 企業誘致室 (電話229-3263)						企業			

中勢北部サイエンスシティへの企業の進出決定について

新たに中勢北部サイエンスシティへの企業進出が決定しましたので、下記のとおり 立地協定を締結します。

記

## 1 締結日 平成24年9月25日(予定)

### 2 締結者

(1) 進出側

株式会社ホンダパーツ中部 代表取締役社長 稻木 一隆

(2) 受入側

津市 市長 前葉 泰幸 津市土地開発公社 理事長 葛西 豊一 ※同社の意向により立地協定調印式を行いません。

### 3 進出形態

中勢北部サイエンスシティにおいて、津市土地開発公社が造成した流通区域 (L-6 区画、4,515.22 m<sup>2</sup>)の土地を新たに取得し、営業所を新設する。

### 4 進出企業の概要等

- (1) 進出企業の概要 別紙1のとおり
- (2) 進出場所 別紙2のとおり

## 5 同社進出後の中勢北部サイエンスシティの状況 (分譲面積 79.9ha)

	①進出前	②進出後	2-1
進出企業数	48社	49社	+ 1社
分譲賃貸済面積	54.4ha	54.9ha	+0.5ha
分譲賃貸率	68.1%	68.7%	+0.6%

## 進出企業(株式会社ホンダパーツ中部)の概要

## 1 進出企業の概要

代 表 者 代表取締役社長 稻木 一隆(いなき かずたか)

設 立 昭和36年9月

資 本 金 1,440万円

上場の有無 非上場

年間売上高 32億円(平成24年3月)

従 業 員 45名 (平成24年4月)

業 種 自動車部品・附属品卸売供給業

## 2 進出計画の概要

進 出 計 画 営業所の新設

進 出 場 所 中勢北部サイエンスシティ 流通区域

L-6 区画 4, 515. 22 m<sup>2</sup>

津市あのつ台一丁目8番6

着工時期 平成25年2月(予定)

完成時期 平成25年7月(予定)

操業開始時期 平成25年8月(予定)

総投資額 4億円(予定)

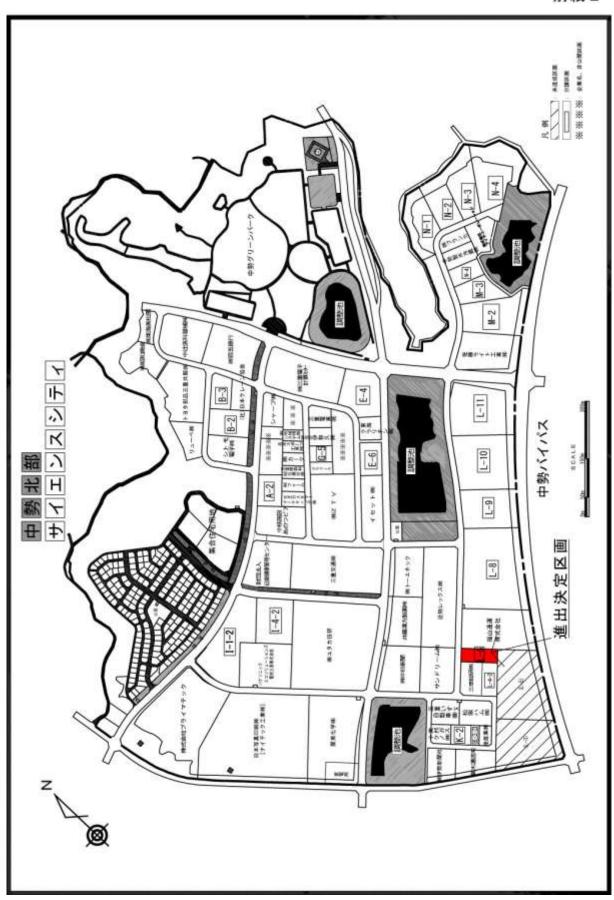
※ 同社連絡先 株式会社ホンダパーツ中部 三重営業所

取締役三重営業所長 篭橋 正司(かごはし まさし)

三重県松阪市小野江町734-1

TEL 0598-56-4182

別紙2



定例記者会見	平成 2 4 年	年9月21日(金)11時~
	場所	宁 議 室
	事務力	担 当 課
所 属		職・氏名
水道局 水道総務 (電話237-58		水道総務課長 松田 千秋

株式会社ジェネッツとの「災害時における応援業務に 関する協定」の締結について

大規模災害時において、被災した水道施設の早期回復を図ることを目的として、下 記のとおり株式会社ジェネッツと「災害時における応援業務に関する協定」を締結し ます。

記

1 協定締結日平成24年9月21日

#### 2 協定締結先

株式会社ジェネッツ 代表取締役社長 深澤 貴 東京都港区海岸三丁目20番20号

※同社は平成24年度から平成28年度までの5年間、本市の水道業務である電話や窓口による受付サービスから検針・請求・料金収納までの業務を一括受託しています。

#### 3 協定内容

別紙「災害時における応援業務に関する協定書」のとおり

### 4 その他

- ・本協定に係る締結式は行いません。
- ・協定期間は締結日(平成24年9月21日)から平成25年3月31日までとしますが、協定期間満了の日前の1ヶ月までに、いずれか一方から何らか意思表示のないときは、当該協定期間満了の日の翌日からさらに1年間更新し、その後においても同様とします。

## 災害時における応援業務に関する協定書

津市(以下「甲」という。)と株式会社ジェネッツ(以下「乙」という。) とは、甲の水道施設が地震、風水害その他の災害(以下「災害」という。)に よる被害が発生した場合における応援業務について、次のとおり協定する。 (目的)

- 第1条 この協定は、応援業務に関する基本的な事項を定めることにより、被害を受けた水道施設の給水機能の早期回復を図ることを目的とする。 (応援要請)
- 第2条 甲は、災害による被害が発生した場合において、水道施設の復旧作業 に乙の応援業務が必要であると認めたときは、乙に対しこれを要請すること ができる。

(応援要請の手続)

- 第3条 甲は、前条の規定による応援要請を行う場合には、乙に対して次に掲 げる事項を明らかにし、文書で行うものとする。ただし、緊急を要するとき は、電話、口頭等により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。
  - (1) 災害の状況
  - (2) 必要とする人数
  - (3) 応援の場所
  - (4) 応援の期間
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項 (応援要員の派遣)
- 第4条 乙は、第2条の規定による応援要請を受けたときは、速やかに応援業務を行うための体制を整え、必要な人員を出動させ、甲が行う復旧作業に協力するものとする。
- 2 乙は、応援業務を行うに当たり、乙は、甲の職員の指示に従うものとする。 (応援業務)
- 第5条 乙が行う応援業務の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 広報活動
  - (2) 電話及び窓口対応
  - (3) 応急給水活動
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請があった業務 (自主応援)
- 第6条 乙は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ、甲が第3条に規定 する応援要請の手続を行うことができない状況にあると判断されるときは、 同条の応援要請の手続を待たず、応援業務を実施することができるものとす

る。この場合には、同条の応援要請の手続があったものとみなす。

(費用の負担)

- 第7条 この協定に基づき、乙が行った応援業務に要した費用については、甲の勤務時間内にあっては乙が、甲の勤務時間外にあっては甲が負担するものとする。
- 2 乙は、甲が定める基準により積算した額に基づき、前項に規定する費用を、 甲に対し請求するものとする。
- 3 前項の規定により難い場合は、甲、乙協議の上、第1項に規定する費用を 決定するものとする。

(労災補償)

第8条 乙の従業員が応援業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労働者災害補償保険により補償されるものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定める ものとする。

(報告事項)

第10条 乙は、この協定による応援業務に出動させることができる人員、持ち込むことができる機材等の状況把握に努め、甲の要請により、これを報告するものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の日前1箇月までに甲、乙いずれか一方から何らかの意思表示のないときは、この協定は、当該協定期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとみなす。その後においても、同様とする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各 自その1通を保有するものとする。

平成24年 月 日

甲 三重県津市西丸之内23番1号 津市

津市長 前 葉 泰 幸

乙 東京都港区海岸3丁目20番20号株式会社ジェネッツ代表取締役社長 深 澤 貴